

研究者は、誠実にして実直な判断と行動の下、自らの専門知識・能力・教養による知的生産活動を通じての社会的貢献を果たすことにより、人類の発展に寄与するという崇高なる理念と責務を負っています。国民の税金を原資とする公的研究費は、こうした研究者の自立的研究活動を確保し、学術研究の更なる進展を支える有効にして貴重な資源となっています。しかしながら、不適切な行為により刑事告訴され、懲役刑の判決を受けた事例が度々報道されながらも、依然として公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題化しています。公的研究費の不正使用は、国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させるばかりでなく、研究活動にも多大な制約を与えることとなります。

本学では不正使用の防止策として、教職員を対象に、

1. 研究活動における法令・関係規則の遵守を徹底するため、特に新任教員の研修等における周知
2. コンプライアンス教育及び研究倫理教育プログラムの受講の義務づけ
3. F D研修会での確認と周知…等々

様々な不正防止への意識高揚のための機会を設けています。さらに理解を深めるため、このたび「研究費の正しい使い方」リーフレットを作成いたしました。先生方の真摯かつ意欲的研究活動、そして正しい認識の下で採択された公的研究費により、「学術研究」が一層発展・深化し、その成果が広く社会に還元されることを祈念いたします。

学長 佐藤圭一

## お問い合わせ

### 相談窓口 (外部資金 / 使用について)

#### 教務部学術研究支援課

TEL 03-5481-3306

FAX 03-5481-5601

E-mail : kenkyu@kokushikan.ac.jp

### 告発等の受付窓口

#### 監査室

TEL 03-5481-3118

FAX 03-3413-7420

E-mail : kansashitsu@kokushikan.ac.jp

国士舘大学ホームページ内、  
「不正防止の取り組み」  
をご覧ください。

[https://www.kokushikan.ac.jp/  
education/activity/  
prevent/](https://www.kokushikan.ac.jp/education/activity/prevent/)



# 研究費の 正しい使い方

# 不正行為とは？

## ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

## 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

## その他

同じ研究成果の**重複発表**、論文著者が適正に公表されない**不適切なオーサーシップ**など。

**二重投稿**は、適切な引用がされていない場合、**自己盗用**とみなされることがある。

# 不正使用とは？

## 預け金

架空取引により研究費を支出し、業者等に預けること。

## カラ出張

実態のない旅費の全部または一部を研究費から支出すること。

## カラ謝金

実態のない謝金の全部または一部を研究費から支出すること。

## 差し替え

実態とは異なる物品等に研究費を支出すること。

## その他

目的外使用、転売、立て替え払いによる不正など。

## 不正行為を行った研究者に対する応募制限期間（公的研究費の場合）

応募制限の対象者		不正の程度と応募制限の期間	
不正行為に 関与した者	①：研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年	
	②：不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	3～7年 (学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質に応じて)
		上記以外の著者	2～3年
③：①及び②を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者		1～3年 (学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質に応じて)	

## 不正使用及び不正受給を行った研究者に対する応募制限期間（公的研究費の場合）

応募制限の対象者	不正の程度と応募制限の期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	
	私的流用以外	①：社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年
		②：①及び③以外の場合、2～4年
③：社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年		
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	不正使用を行った者の <b>応募制限期間の半分</b> （上限2年、下限1年、端数切り捨て）	